

水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策に関する論点（案）

1. 排出規制について	2
1.1 どのような考え方に基づき、排出規制の対象施設の規模を選定すべきか。 2	
1.2 新規施設に係る規制手法は排出口における排出限度値規制によるべきか。構造・設備規制によるべきか。	3
1.3 排出限度値により排出規制を課す場合、どのような考え方に基づき、排出限度値を定めるべきか。	4
1.4 既存施設については、どのような規制とすべきか。	6
1.5 排出限度値により排出規制を課す場合、併せて排出濃度の測定義務を事業者に課すべきか。また、測定義務を課すとした場合、どのような点に留意して排出濃度の測定方法を定めるべきか。	8
1.6 排出限度値により排出規制を課す場合、その実効性を確保するためには、その他、どのような制度を設ける必要があるか。	9
1.7 どのような考え方に基づき、排出規制の対象施設の種類を選定すべきか。 9	
1.8 排出規制の実施主体は誰とすべきか。	10
2. 排出規制以外の排出抑制対策について	11
2.1 条約が義務付けを求める「環境のための最良の慣行」の利用は、法令上、どのように位置づけるべきか。	11
2.2 国民に対しては何らかの努力を求めるべきか。	12
3. インベントリーについて.....	13
3.1 インベントリーを作成し、維持するための仕組みはどのようにすべきか。 .	13
4. その他の論点について	15
4.1 国内の水銀の大気排出対策について、目標を定める必要があるか。	15
4.2 水銀大気排出抑制対策を検討するに当たり、媒体横断（cross-media）的な観点から留意すべきことは何か。	15
4.3 世界的に水銀大気排出量・水銀循環量を減らしていく上での我が国の役割をどのように位置づけ、国内及び国外においてどのような措置を講じていくべきか。	16
4.4 新たな排出規制措置を設けるに当たり、規制対象は水銀のみとすべきか、又は、水銀と同様の特性を有する物質を一般的に規制対象とすべきか。	16

1. 排出規制について

1.1 どのような考え方にに基づき、排出規制の対象施設の規模を選定すべきか。

< 考え方 >

対象施設の規模については、

- 条約第 8 条第 2 項(b)において、「締約国は、いずれかの分類に関する基準が当該分類からの排出量の少なくとも七十五パーセントを含む場合に限り、選択により、附属書 D に掲げる発生源の分類の対象となる発生源を特定するための基準を定めることができる」(A Party may, if it chooses, establish criteria to identify the sources covered within a source category listed in Annex D so long as those criteria for any category include at least 75 per cent of the emission from that category;) と規定されていること、また、
- 現行大気汚染防止法のばい煙排出規制や VOC 排出規制においては、いわゆる「裾切り基準」を設け、一定規模以上の施設のみを対象としていること

から、対象施設は、条約第 8 条第 2 項(b)の規定に則りつつ、一定規模以上のものに限定するのが適当ではないか。

< 関連情報 >

条約第 8 条第 9 項は、締約国会議が、できる限り速やかに、上記の「基準」に関する手引 (guidance) を採択することを求めている。

< 委員から提出された論点¹ >

- 排出源によっては、水銀を扱う施設は規模の大小に関わらず対象としつつ、扱わない施設は対象外とするなど、単に裾切りだけではない考え方も必要ではないか。
- 論点として考えられる事項：とるべき対策の対象...裾切りの考え方

¹水銀大気排出対策小委員会委員から、論点整理に当たり御提出頂いた論点について、最も関連性の高いと考えられる論点毎にまとめて記載した。なお、記載に当たり、原文に引かれている下線は省略した。

1.2 新規施設に係る規制手法は排出口における排出限度値規制によるべきか。
構造・設備規制によるべきか。

<考え方>

条約第8条第4項は、「各締約国は、新規の発生源に関し、排出を規制し、及び実行可能な場合には削減するため、(中略)利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を義務付ける」(For its new sources, each Party shall require the use of best available techniques and best environmental practices to control and, where feasible, reduce emissions, ...)と規定すると同時に、「締約国は、利用可能な最良の技術の適用に適合する排出限度値を使用することができる」(A Party may use emission limit values that are consistent with the application of best available techniques.)としており、条約上は、排出限度値規制、設備・構造規制のいずれの規制手法も認められているが、以下の理由により、排出限度値規制を採用すべきではないか。なお、この点の検討に当たっては、排出源分類ごとの排出状況及び排出抑制技術の状況についての調査・検討を行った上で、これらを勘案することが適当である。

- 大気汚染防止法におけるばい煙排出規制及びVOC排出規制、水質汚濁防止法における排水規制並びにダイオキシン類対策特別措置法におけるダイオキシン類排出規制がそうであるように、我が国の排出・排水規制は、原則として排出限度値規制により行われてきた²。設備・構造規制と比較しての排出限度値規制のメリットとしては、事業者が自らの事業の実情を踏まえて対策を採ることができること、基準の設定及び遵守状況の確認に当たっての行政コストを抑えられること等が挙げられる。
- BATの考え方を踏まえた水銀大気排出規制が制度化されている米国及びEU各国のいずれにおいても、具体的な規制手法としては、原則的には、排出限度値による規制が用いられている。

<委員から提出された論点>

- わが国では従来VOC規制についてもBATの考え方を採用しつつ排出限度値規制をしており、水銀についても同様にすることが考えられる。
- 水銀の大気排出を削減するためのBATをどのようにするのか。

² 大気汚染防止法における一般粉じん規制や水質汚濁防止法における地下浸透防止のための構造・設備規制のように、一部例外的に、構造・設備規制が用いられている例もあるが、これらの規制で求められる構造・設備は、水銀排出を抑制するための設備に比べ、はるかに単純なものである。

- 条約では、各締約国での条約発効から5年以内に、BAT/BEP または BAT に適合する排出限度値のいずれかの適用が義務づけられる。この選択を論点とし、新規発生源について、どちらの措置を適用するか検討すべきである。その際、現行の大防法が排出基準を採用していることを踏まえ、BAT に適合する排出限度値を前提に検討すべきである。また、具体的な排出限度値については、来年度以降、専門委員会等を設置して検討すべきである。
- 排出源によっては、排出限度値規制を採用せず「環境のための最良の慣行」として具体的な措置を義務付けることにより担保することも考えられるのではないか。
- 我が国の大気汚染防止法では基準値による管理が行われていることを踏まえると、新規発生源については、「BAT/BEP に適合した排出限度値」による措置とすべき。具体的な措置については、大気汚染防止法に基づき、指定物質抑制基準に類する“水銀に関する排出抑制基準”を設定する方向で検討すべき。
- 論点として考えられる事項：BAT を要求する具体的な方法…構造・技術基準か、排出濃度基準か、等

1.3 排出限度値により排出規制を課す場合、どのような考え方にに基づき、排出限度値を定めるべきか。

<考え方>

条約第8条第4項は、各締約国に対し、「新規の発生源に関し、」「利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用」を義務付けるとともに、「締約国は、利用可能な最良の技術の適用に適合する排出限度値を使用することができる」と定めていることから、排出限度値を定めるに当たっては、条約第2条(b)において定義されている「利用可能な最良の技術」の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

その定義規定において、「利用可能な最良の技術」は、「一の締約国又は当該締約国の領域にある一の設備に対する経済的及び技術的考慮を払いつつ、水銀の大気への排出並びに水及び土壌への放出並びにその環境に対する影響を全般的に防止し、又はこれが実行可能でない場合には、当該排出及び放出を削減するための最も効果的な技術をいう」(those techniques that are the most effective to prevent and, where that is not practicable, to reduce emissions and releases of mercury to air, water, and land and the impact of such

emissions and releases on the environment as a whole, taking into account economic and technical considerations for a given Party or a given facility within the territory of that Party) とされており、環境保全上維持されることが望ましい水準との関係で定めることは求められていない。このことから、排出限度値の設定に当たっては、経済的及び技術的考慮を払いつつ、排出源分類ごとの排出状況及び排出抑制技術の状況について十分に調査・検討を行い、これらを勘案した上で、現実的に排出抑制が可能なレベルで定めることが適当ではないか。

< 関連情報 >

条約第 2 条(b)の全文は以下の通り。

第二条 定義

(b) 「利用可能な最良の技術」とは、一の締約国又は当該締約国の領域にある一の設備に対する経済的及び技術的考慮を払いつつ、水銀の大気への排出並びに水及び土壌への放出並びにその環境に対する影響を全般的に防止し、又はこれが実行可能でない場合には、当該排出及び放出を削減するための最も効果的な技術をいう。この文脈において、

(i) 「最良の」とは、環境全体の保護を全般的に高い水準で達成するに当たり最も効果的であることをいう。

(ii) 「利用可能な」技術とは、一に締約国及び当該締約国の領域にある一の設備に関し、当該締約国の領域内で使用されるか否か又は開発されるか否かを問わず、当該設備において操作する者が利用可能であると当該締約国が決定することを条件として、費用及び効果を考慮して、経済的及び技術的に実行可能な条件下で、関係する産業分野において実施することのできる規模で開発される技術をいう。

(iii) 「技術」とは、使用される技術、操業上の慣行並びに設備が設計され、建設され、維持され、操作され、及び廃止される方法をいう。

また、条約第 8 条第 8 項は、締約国会議が、その第一回会合において、利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する手引 (guidance) を採択することを求めている。

< 委員から提出された論点 >

- 水銀条約で義務付けられている 5 セクターについて、国内でとられている対策の国際的な水準での評価... 国内の発生源対策について具体的なデータ (Hg 排出原単位、費用対効果など) をできるかぎり抽出し、評価することが重要。(*1)

- 論点として考えられる事項：日本における水銀排出の BAT/BEP を判断する際に考慮すべき要素の整理
- 大気汚染防止法等に基づき従来から導入しているばいじんや SO_x 等の排出低減のための集塵装置や脱硫装置等排ガス処理装置が水銀の排出低減にも効果を有している。このため、国内担保措置の検討に当たっては、これまでの大気環境対策(自主的な取組みを含む)による水銀排出抑制効果を踏まえて、検討することが必要である。

1.4 既存施設については、どのような規制とすべきか。

< 考え方 >

条約第 8 条第 5 項は、各締約国に対し、既存の発生源³に関して、下記(a)～(e)に掲げる措置のうち一又は二以上の措置を、「自国の事情並びに当該措置の経済的及び技術的な実効可能性及び妥当性を考慮の上、自国の計画に含め、及び実施する」ことを求めており、新規の発生源とは異なる扱いをすることが認められている。既存施設は、その種類によっては施設等の大幅な改変が必要な場合など技術的な制約もあり得ることから、現行大気汚染防止法におけるばい煙排出規制、VOC 排出規制等の例を参考にしつつ、また、既存の大気汚染対策の成果も考慮して、施設の種類に応じ段階的な対応とすることなども検討することが適当ではないか。

- (a) 関係する発生源からの排出を規制するため及び実行可能な場合には排出を削減するための数量化された目標
- (b) 関係する発生源からの排出を規制するため及び実行可能な場合には排出を削減するための排出限度値
- (c) 関係する発生源からの排出を規制するための利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用

³ 「既存の発生源」については、条約第 8 条第 2 項(e)において「新規の発生源でない関係する発生源をいう」と定義されており、「新規の発生源」については、同項(c)において、以下のように定義されている。

- (c) 「新規の発生源」とは、附属書 D に掲げる分類に該当する関係する発生源であって、次の(i)又は(ii)に規定する日の少なくとも一年後に建設又は実質的な改修が開始されるものをいう。
 - (i) この条約が関係締約国について効力を生ずる日
 - (ii) 発生源が附属書 D の改正によってのみこの条約の対象となる場合においては、当該改正が関係締約国について効力を生ずる日

- (d) 複数の汚染物質の規制に関する戦略であって、水銀の排出の規制について相互の利益をもたらすもの
- (e) 関係する発生源からの排出を削減するための代替的な措置

< 委員から提出された論点 >

- わが国では従来 VOC 規制についても BAT の考え方を採用しつつ排出限度値規制をしており、水銀についても同様にすることが考えられる。その上で、既存施設について、新規施設と排出限度値を同じ値にするかには問題があるが、同じ値にしつつ既存施設については特に暫定措置を活用することは可能である。(一部再掲)
- 条約では、各締約国での条約発効から 10 年以内に、排出管理目標、排出限度値、BAT/BEP、水銀の排出管理に効果のある複数汚染物質管理戦略、代替的措置から 1 つ以上の措置を、自国の事情を考慮のうえで実施することが求められている。この選択を論点とし、「自国の事情」としてどのようなものが挙げられるか、既存発生源についてどの措置を適用するか検討すべきである。その際、これまでの事業者の自主的な排出抑制の取り組み、その結果としての大気排出の実態を十分に評価し、経済的に合理的な措置とすべきである。
- 本小委員会におけるヒアリングより、我が国産業界による既存の大気汚染対策の取り組みが水銀排出抑制に寄与していることは明らかであり、それら取り組みは「複数汚染物質管理戦略」に該当するものとする。また、産業界ではこれまでも有害大気汚染物質や VOC に関する自主的取り組みを実施しているが、それらの取り組みは現に成果を得ており、規制的手法と同等の効果があるものとする。上記の事項を総合的に勘案すると、既存発生源については、「複数汚染物質管理戦略」に該当する既存の大気汚染対策の取り組みとともに、有害大気汚染物質としての自主管理を継続することによって措置することが妥当。
- 論点として考えられる事項：猶予期間を設けて（新規施設と同様の）BAT/BEP（に相当する排出基準）を適用するか、新規施設とは異なる考え方・水準で排出基準/削減目標等を設定することとするか。
- 既存の施設に対する措置については、これまで大気汚染防止法等に基づき、ばいじんや SO_x 等の排出低減対策として設置している排ガス処理装置により水銀除去も可能であるため、条約の「複数汚染物質管理戦略」を採用し、集塵・脱硫・脱硝装置等の排ガス処理装置を設置している場合は、条約担保済みとする措置の検討が必要ではないか。

1.5 排出限度値により排出規制を課す場合、併せて排出濃度の測定義務を事業者に課すべきか。また、測定義務を課すとした場合、どのような点に留意して排出濃度の測定方法を定めるべきか。

< 考え方 >

現行大気汚染防止法のばい煙排出規制、VOC 排出規制及び特定粉じん排出規制と同様、自主的な履行の確保を図るため、排出規制の対象となった事業者に対し、排出濃度を測定し、その結果を記録することを義務付けるのが適当ではないか。

また、測定義務を課すとした場合の測定方法については、以下のような点に留意しつつ定めるべきではないか。

- 排出抑制対策の対象が適切に測定できること。
- 排出状況を適切に代表する試料を捕集できるサンプリング方法であること。
- 規制の対象となる事業者及び規制を実施する行政双方に対して過度な負担を強いることのない、合理的な方法であること。

< 委員から提出された論点 >

- 議論のポイント：排ガス中 Hg 濃度の測定法・測定システム、コスト、時間等を考慮した手法、プロセス
- VOC 排出規制と同様、事業者に対し、排出濃度を測定し、その結果を記録することを義務付けるのが適当である。測定については、廃棄物焼却及びセメント焼成については、通常の工場等とは異なり、焼却する対象物にどのような物質が入っているかを厳密に検査することは困難であるため、連続測定に近い測定方法をとることが考えられる。
- 各業界の設備から排出される大気の水銀含有状況のモニタリングの徹底

1.6 排出限度値により排出規制を課す場合、その実効性を確保するためには、その他、どのような制度を設ける必要があるか。

<考え方>

排出限度値による排出規制を課す場合は、現行のばい煙排出規制及び VOC 排出規制並びにダイオキシン類対策特別措置法におけるダイオキシン類排出規制と同程度の実効性を確保するという観点から、排出濃度の測定義務（1.5 参照）に加え、対象施設の設置に関する届出、排出限度値の遵守義務、所要の命令、罰則といった制度を設けることが適当ではないか。

<委員から提出された論点>

- 改善命令、罰則等改善命令、罰則を設ける必要があるが、これについても VOC 規制が参考になろう。基準に違反した場合に改善命令ないし基準適合命令を課することが考えられる。水銀の大気排出については現在のレベルでは健康被害の可能性が乏しいことからすると、ばい煙排出規制のような直罰の導入は困難であろう。

1.7 どのような考え方にに基づき、排出規制の対象施設の種類を選定すべきか。

<考え方>

条約第 8 条第 4 項及び第 5 項の措置の対象とされる「関係する発生源」(relevant source) について、同条第 2 項(b)は、「附属書 D に掲げる発生源の分類の一に該当する発生源をいう」(“Relevant source” means a source falling within one of the source categories listed in Annex D.) と規定していることから、同附属書に掲げられている 5 分類⁴に該当する施設については、排出規制の対象とする必要がある。

それに加え、附属書 D には掲げられていないものの我が国においては水銀大気排出の一定割合を占める排出源の位置づけを議論すべきとの御意見を本小委員会におけるこれまでの議論の中でいただいているところ、当該論点については、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策を検討するという趣旨を勘案しつつ、検討が必要ではないか。

⁴ 石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属（注：製造に用いられる製錬及びばい焼の工程）、廃棄物の焼却設備及びセメントクリンカーの製造設備の 5 分類。なお、同附属書の適用上、「非鉄金属」とは、鉛、亜鉛、銅及び工業金をいう」とされている。

< 委員から提出された論点 >

- 5 セクター以外の業種・排出源の位置付け⁵
- 水銀大気排出規制は、水俣条約に対応するものであるが、水銀が一般環境中でストックとして蓄積していくことに問題があることからすると、条約の定める5業種のみを国内でも対象とすれば足りるとはいいがたいのではないか。
- 本小委員会においては、水銀に関する水俣条約を履行するための枠組み作りを目的とし、日本における今までの大気環境対策への取組み及びその結果を考慮しつつ、条約対象施設を対象とした枠組み作りに関する検討を進めるべき
- 論点として考えられる事項：とるべき対策の対象...業種の考え方

1.8 排出規制の実施主体は誰とすべきか。

< 考え方 >

現行大気汚染防止法のばい煙排出規制及び VOC 排出規制に係る事務との親和性に鑑み、それらの事務の実施主体である都道府県知事及び大気汚染防止法第31条第1項の「政令で定める市の長」が担当するのが適当ではないか。

⁵ 論点 1.3 *1 及び論点 4.3 *2 と関連。

2. 排出規制以外の排出抑制対策について

2.1 条約が義務付けを求める「環境のための最良の慣行」の利用は、法令上、どのように位置づけるべきか。

<考え方>

条約第8条第4項では、「各締約国は、新規の発生源に関し、排出を規制し、及び実行可能な場合には削減するため、(中略)利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を義務付ける」(For its new sources, each Party shall require the use of best available techniques and best environmental practices to control and, where feasible, reduce emissions, ...)と規定されていることから、「環境のための最良の慣行」⁶の利用を事業者に義務付けるための何らかの規定を設ける必要があるのではないか。

例えば、現行大気汚染防止法のVOC排出規制においては、事業者が、排出口における排出濃度規制を遵守するだけでなく、排出口以外からのVOCの排出及び飛散を抑制するために必要な措置を講じることも必要であることに鑑み、以下のような事業者の責務規定が設けられており、そのような規定を置くことも考えられるのではないか。

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

(事業者の責務)

第17条の14 事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

<委員から提出された論点>

- BEPについては具体的な内容を定めにくいところから、VOC規制に関する17条の14のような責務規定を置くことが考えられる。
- 排出削減の徹底の仕組みをどのように作るか。規制値と自主的取り組みのミックスではどうか。
- 排出源によっては、排出限度値規制を採用せず「環境のための最良の慣行」として具体的な措置を義務付けることにより担保することも考えられるのではないか。(再掲)

⁶ 「環境のための最良の慣行」については、条約第2条(c)において、次のように定義されている。

(c) 「環境のための最良の慣行」とは、環境に関する規制措置及び戦略を最適な組合せで適用したものをいう。

2.2 国民に対しては何らかの努力を求めるべきか。

<考え方>

国民においても、その日常生活の中で、水銀大気排出の抑制を促進することが可能であると考えられることから、現行大気汚染防止法の VOC 排出規制及びダイオキシン類対策特別措置法におけるダイオキシン類排出規制と同様に、国民に対しても一定の努力を求める規定を設けるのが適当ではないか。

<委員から提出された論点>

- 国民に対しても VOC 排出規制のように一定の努力を求める規定を設けるのが適当である。国民の努力義務の内容としては、血圧計など水銀添加製品の廃棄に際して適切な廃棄によって水銀の大気排出を抑制すること、水銀添加が多い製品の購入を抑制することが考えられる。

3. インベントリーについて

3.1 インベントリーを作成し、維持するための仕組みはどのようにすべきか。

< 考え方 >

条約第 8 条第 7 項では、「締約国は、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、関係する発生源からの排出に関する目録を作成し、その後は維持する」(Each Party shall establish, as soon as practicable and no later than five years after the date of entry into force of the Convention for it, and maintain thereafter, an inventory of emissions from relevant sources.) と規定されている。

環境省では、排出事業者及びその業界団体等から提供された情報を元に、既に一度、2010 年度(平成 22 年度)ベースの水銀に関する大気排出インベントリーを作成し、条約の暫定事務局である UNEP への提出及び公表を行った⁷ところであるが、今後、インベントリーの精度を如何に確保していくかについて我が国の現行他制度におけるインベントリーの策定・更新方法や、他国における水銀大気排出インベントリーの策定・更新方法も参考にしつつ、検討するのが適当ではないか。

< 関連情報 >

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律における PRTR 制度においては、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握して国に届け出ることとされている。PRTR 制度の対象物質には「水銀及びその化合物」が含まれており、排出量の把握にこの制度を活用することも考えられるが、同法の趣旨は事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進にあることから、同制度における届出データは必ずしも網羅的なインベントリーとなっていないことに留意が必要である。

< 委員から提出された論点 >

- 信頼性を高めた Hg 排出インベントリーの整備に重要な因子(排ガス中 Hg 濃度の測定法・測定システム、発生源の排出特性、コスト、時間等を考慮した手法、プロセス、UNEP 排出係数、UNEP 排出係数との整合性)(一部再掲)

⁷ 環境省水・大気環境局大気環境課報道発表(平成 25 年 3 月 21 日)

- 現在水銀の排出についてのインベントリーの精度があまり高くないことから、ダイオキシン類対策特別措置法のように、事業者が測定結果を報告することを義務付けること（第 28 条）とし、国がこれをもとにインベントリーを作成することが考えられる。これは条約の要請というべきである（第 8 条第 7 項）。
- 日本全体（ライフサイクル全体）のマテリアルフローをできるだけ正確に把握する

4. その他の論点について

4.1 国内の水銀の大気排出対策について、目標を定める必要があるか。

<考え方>

条約第8条第3項では、「関係する発生源を有する締約国は、排出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる」(A Party with relevant sources shall take measures to control emissions and may prepare a national plan setting out the measures to be taken to control emissions and its expected targets, goals and outcomes.)と規定されているところであり、国として目標を作成することも可能となっている。我が国の現行他制度における目標設定方法や、条約第20条に基づく実施計画に関する検討状況も踏まえつつ、目標の設定の必要性について検討すべきはないか。

<委員から提出された論点>

- 国家目標を定めることが考えられるが、他国の状況をにらみつつ、努力目標程度のもので足りるのではないか。

4.2 水銀大気排出抑制対策を検討するに当たり、媒体横断(cross-media)的な観点から留意すべきことは何か。

<考え方>

条約第8条第8項により、締約国会議が採択することとされている「利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する手引」については、「複数の環境媒体にまたがる影響を最小限にする必要性を考慮に入れた」(taking into account ... the need to minimize cross-media effects)ものであるべきとされており、また、同条第10項において「締約国は、この条の関連する規定を実施するに当たり、この手引を考慮する」(Parties shall take the guidance into account in implementing the relevant provision of this article.)と規定されているが、排ガス中の水銀が排水やスラッジ等の廃棄物に移行するケースについても、我が国の現行法令(具体的には水質汚濁防止法及び廃棄物処理法)により、既に十分な規制がなされていることから、特段の新たな対応は不要ではないか。

<委員から提出された論点>

- 水銀大気排出抑制対策を検討するに当たり、媒体横断的な観点からの検討が

必要かという問題があるが、わが国では既に水質汚濁防止法及び廃棄物処理法で規制をしているため、特に必要ないと考えられる。

- 大気への排出削減で捕捉された水銀含有物質をどのように扱うか。廃棄物として扱われるのか、再利用の資源として扱われる場合は考え方の整理が必要ではないか。

4.3 世界的に水銀大気排出量・水銀循環量を減らしていく上での我が国の役割をどのように位置づけ、国内及び国外においてどのような措置を講じていくべきか。

< 考え方 >

水俣条約の早期発効に向けて、水俣病を経験した我が国が国際的な水銀対策を牽引し、水銀汚染による健康被害や環境破壊の再発防止を図ることが必要である。また、開発途上締約国に対し能力形成、技術援助及び技術移転に関して支援するとともに、水銀に関する研究及び技術開発の取組を進めるべきではないか。

< 委員から提出された論点 >

- 世界的に Hg 排出量、Hg 循環量を減らしていくうえで、日本の役割をどう位置付けるか。日本の排出量は世界総排出量の 1 % 程度であり、国内では世界の平均水準を超える発生源対策 (BAT、BEP に相当) を実施していると判断される状況を踏まえた議論が重要。⁸ (*2)

4.4 新たな排出規制措置を設けるに当たり、規制対象は水銀のみとすべきか、又は、水銀と同様の特性を有する物質を一般的に規制対象とすべきか。

< 考え方 >

「今後の水銀の大気排出対策について」⁹御議論いただく本小委員会においては、この論点は取り扱わない。ただし、UNEP においては、今後、水銀のほかにも、鉛、カドミウム等について環境リスク削減のための取組が進展する可能性があり、そうした動きに対しては、我が国としても注視しておく必要がある。

⁸ 論点 1.3 *1 と関連。

⁹ 「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策について」(付議)(中環審第 765 号 平成 26 年 3 月 17 日)

< 委員から提出された論点 >

- 水銀のみを規制対象とするか、水銀を含むより一般的な規制対象カテゴリー（規制類型）を設定するか。水銀等について新たな規制類型を設けるとした場合、大防法以外の制度、特に有害大気汚染物質制度との関係をどのように整理するか。例えば、
 - 条約実施という観点の有無により整理。
 - 対象 / 対策におけるリスク / ベネフィットの性質・程度の違いから整理。